

## 審議会会議録要旨

会議名称	伊那市環境審議会
日時	令和2年6月29日(月) 午後3時00分から午後4時40分まで
場所	伊那市役所 庁議室(4階)
出席者	委員10名(欠席者2名) 事務局7名
会議進行等	進行:埋橋生活環境課長 1 開会(埋橋生活環境課長) 2 委員委嘱書交付(林副市長) 3 あいさつ(林副市長) 4 自己紹介 5 伊那市環境審議会について(埋橋生活環境課長) 6 会長及び副会長選出 7 協議事項(進行:会長、説明:事務局) (1) 第2次伊那市環境基本計画について (2) 伊那市環境報告書(平成31年度)について (3) 伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改正について (4) その他 8 その他 9 閉会(副会長)

---

### 【議事要旨】

#### 7 協議事項

##### (1) 第2次伊那市環境基本計画について

(事務局) 第2次伊那市環境基本計画について事務局から説明。

(委員) 二酸化炭素削減について長野県との整合性や連携はとれているか。

(事務局) 長野県では2050年度に二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする2050ゼロカーボン宣言を行っている。伊那市でもこの宣言に同調し賛同している。ただし、ゼロカーボン宣言そのものは控えており行っていない。賛同する中で伊那から減らそうCO2!!など、できるところから二酸化炭素削減の取組を着実に進め

ていく。県の事業との連携は取れているが整合性は完全には取れていない。

(委員) 方向性は同じ方向を向いているが、伊那市独自のやり方で二酸化炭素の削減を進めているといったところによろしいか。

(事務局) 2050 ゼロカーボン宣言を行っている県内の自治体でも具体的な取り組みは様々である。県についても具体的な取り組みについては今後示していくことになっている。県と方向は一緒であるが、伊那市としてはできるところから二酸化炭素削減を進めているといった状況である。

(会長) 先進国であれば世界的に二酸化炭素削減に取り組んでいるといった状況である。これから審議会で皆さんの意見をお聞きしながら伊那らしい取組や外に対してPRできるような取り組みを示していければ良いと思う。

(委員) 伊那市は木質バイオマスに関する先進的な取り組みを行っているイメージがあるが、木質バイオマス利用による二酸化炭素抑制量については何をもって二酸化炭素抑制量としているのか。また一般に二酸化炭素抑制量についての周知を行っていく方が良いと思うがどうか。

(事務局) 化石燃料を使用すると二酸化炭素が発生する。木質バイオマス利用の場合、木が成長する過程で二酸化炭素を既に吸収しており、燃料として使用する際にその二酸化炭素を再放出しているだけなので、見かけ上二酸化炭素の総量は変わっていない。その仕組みを使うことで二酸化炭素の削減を進めていこうというのが木質バイオマス利用の理念である。実際どの程度の排出抑制となるかは、耕地林務課で薪ストーブやペレットストーブでどの程度排出抑制となるかという資料を踏まえてPRをしていきたい。

## (2) 伊那市環境報告書（平成 31 年度）について

(事務局) 伊那市環境報告書について事務局より説明。

(委員) 生活環境の保全の公害苦情受理状況関係の種別内訳が悪臭の場合で、農地等でたい肥の臭い等が発生した場合、市は具体的にどう対応するか。

(事務局) 市民より苦情があった場合は職員が現場に行き、状況確認を行っている。その後、臭いや騒音を出している方を特定し、直接お話をさせていただいている。ただし、空き家等所有者が不在な場合は、文章により改善を依頼している。

(委員) 子供たちに環境教育用副読本の作成や、市費によるエコツアーを実施していただき、保護者に負担がかかることなく大変感謝をしている。数値目標のあるものについては前年度との比較や目標達成状況を進捗管理する中で、必ずしも100%にならないにしてもしっかり取り組んでいく必要がある。

(事務局) おっしゃるとおり目標に向かってしっかりやっていくことが大事。先程お配り

をした資料の中の第2次伊那市環境基本計画の文中に現状と数値目標の一覧が記載してあるので、それを踏まえてしっかりと進捗管理を行い、審議会の中で報告をしていきたい。

(会長) 何かに対してどうかという達成率や前年というよりもう少し長い期間でのトレンドとしてどうなのかを考えることも大切である。新しい施設ができることで大きく変化することもあるため、複数年で減少なのか横ばいなのか判断することも大事である。

(委員) 資料 No. 2 6 ページの一般廃棄物の処理量の推移のグラフで、昨年上伊那クリーンセンターが稼働して以降、市の予想した様な可燃ごみや不燃ごみの処分量となっているのか。

(事務局) 燃やせるごみの総量が増加し燃やせないごみの総量が減少することは想定されていた。ただし、本来なら洗って資源プラスチックとして処分していたものが洗わずに可燃ごみとして出されている。

(会長) この件についてももう少し時間をかけて見ていきたいと思う。ごみの量は人口の増減によって変化するが、事業系のごみは景気の様子によっても変わってくるので、必ずしもごみの分別だけで総量が変わってくる訳でもない。リサイクルにまわすプラスチックはきれいに洗ってださなければならないが、洗わず出されてしまって後の分別が大変となるのであれば、例えば、もう洗わず可燃で出すようお願いとすることを、どこかで判断するのも重要である。

(3) 伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改正について

(事務局) ガイドライン改正について事務局より説明。

(委員) 改正するガイドラインには、法的な拘束力があるのか。違反した場合に罰則等はあるのか。

(事務局) ガイドラインなので法や条例ではない。罰則はない。ただし、それぞれの法律で定められた許可や届け出が必要な区域については、関係する法に基づいて必要な事項に取り組み、できない場合にはペナルティがある。

(委員) このガイドラインは主に大規模太陽光発電を想定していると思うが、周辺の景観を保護するため長野県景観条例の「太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項」に沿って適切な対策を講ずることとあるが、なぜ伊那市景観条例でなく長野県景観条例であるのか。

(事務局) 長野県景観条例には太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項が明記されており、これらの事項を遵守することが大切であるという考えから、長野県景観条例の配慮事項を使わせていただいている。伊那市景観条例に太陽光発電施設の設置にあたって配慮する事項が追記されれば、ガイドラインで使用す

る。

(会 長) 長野県景観条例は県 HP に掲載があるか。

(事務局) 県 HP に掲載されている。太陽光モジュールに関する記載が、おおざっぱに 10 個くらいある。また付属設備に関してもチェックする項目があり、敷地の緑化についても記載がある。大変良いチェックシートであるので活用させていただいている。

(事務局) 市のガイドラインの中に景観部分を細かく記載できればよいが、ガイドラインとしてあまり細かく記載することはできない。運用面ではより景観に配慮して対応する。

(委 員) 都市計画の中には太陽光発電をやってはいけない(場所)という指定はありますか。

(事務局) 伊那市開発行為の調整に関する条例で、面積で 2,000 m<sup>2</sup>を超える規模の開発行為に制限がある。

(委 員) 市としては、計画を受け取ってからアクションをとるのではなく、ガイドラインで積極的に景観の保全を行うために、都市計画づくりで予め太陽光発電ができる場所等を明確にしておいた方がよい。太陽光発電はこれからどんどん必要となる。それに対して抑制の規制だけではなく、景観的にも太陽光発電が施工できる場所を示すこともメッセージづくりとして大事である。そういう意味では環境行政の枠を超える話になる。

(事務局) リードする面で言えば設置を推奨するところも必要であろうかと思うが、現時点ではガイドラインなので、事業者の踏んでいく手続きの規定をするものであり、今後の進展状況に応じて対応していきたい。

(委 員) 景観や場所によってはそこに住まわれている住民の方への環境保全、例えば上流に土石流警戒区域があるとか重層的に考えいかなければならない。いろいろ難しい。推奨するのはなかなか難しい。市として積極的に太陽光発電を推奨するということであれば、その実現プロセスとして奨めることもありかもしれない。

(委 員) ガイドライン(案)の第5条の設置者が計画に際して配慮すべき事項に関しては、「適切な対応を講ずること」であり、第6条の前置きとして第5条がある。何をもちって実効性を担保するかというと、結局は適切な対応を講ずることとなる。

(事務局) 第6条の協議としては、実際始まる前には第5条でうたっていることを設置者に守っていただくこととなる。

(委 員) ガイドラインとしてつくられるということであるが、例えば農地であれば農地法、森林であれば森林法など、関係する法律との整合性について事前協議の際に、どちらの手続きが先かなど許認可の関係部署との連携をしっかりと

かして、計画がうまく進むよう配慮が必要であると思う。

(事務局) 委員さんのおっしゃるとおり農地法・森林法等さまざまなものがある。ガイドライン(案)の第6条第2項で「法令等の規制についてあらかじめ調査をし、市の関係部署、農業委員会、その他関係行政機関等と協議及び調整を行うものとする」されています。あらかじめ設置場所の状況に応じた案内をするイメージのガイドラインとなっている。

(会長) この案件につきましては次回審議会の際に内容について具体的な協議や意見聴取を行った後審議会の総意としてガイドラインの改正をまとめたい。なお、本心配られた資料について質問や意見等あれば随時事務局へお願いしたい。

#### (4) その他

(事務局) 次の点について事務局より説明。

- ・エコバックの普及・啓発 について
- ・CO2フリー電力の受給 について
- ・地域産材木製カップホルダーの活用 について

本審議会に対し、空き家対策に関する協議会への委員の推薦依頼があり、推薦している。

#### 8 その他

(事務局) 委員報酬と交通費の支払いについて、本日お配りした用紙の内容で事務局へ口座情報等の報告をお願いしたい。また、次回審議会日程については、概ね1か月後の予定(7月下旬から8月初旬頃)であるが、会長の予定等により後日決定後に連絡を行う。